

平成25年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 議事録

1 日時：平成25年10月21日（月）13：30～15：00

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター5階 講習室2

3 出席者：

(1) 委員

稲垣總一郎委員（会長）、篠原榮一委員（副会長）、木頭信男委員、横山清亮委員、小川真実委員

(2) 事務局

吉原市民総務課長、古川市民総務課長補佐、三橋総務係長、矢永主事、石垣主事
山根市民サービス課長、丸島文化振興課長、安藤スポーツ振興課長、
高山公園管理課長、折原市民自治推進課長補佐
湯川中央区地域振興課地域づくり支援室長、田野花見川区地域振興課地域づくり
支援室長、須崎稲毛区地域振興課地域づくり支援室主査、飯田若葉区地域振興課
地域づくり支援室長、渡辺緑区地域振興課地域づくり支援室長、坂本美浜区地域
振興課地域づくり支援室長

4 議題：

- (1) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について
- (2) その他

5 議事概要：

- (1) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について

各部会の報告内容について事務局より説明し、質疑応答の後、選定・評価等の運営等に対する意見交換を実施した。

- (2) その他

議事録の公開等について、事務局から説明をした。

6 会議経過：

○司会 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、平成25年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、市民

総務課課長補佐の古川でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき、公開されております。現在のところ、傍聴人の方はいらしておりません。

それでは、委員の皆様のご紹介ですが、お手元の資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」の5名の委員の皆様でございます。昨年度から変更はございませんので、ご紹介は省略させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、本日の会議の所管課長でございます、市民総務課長の吉原からご挨拶を申し上げます。

○市民総務課長　市民総務課長の吉原でございます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、市政各般にわたり多大なるご支援・ご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

本委員会におきましては、今年度、アイススケート場の次期指定管理予定候補者の選定のほか、平成24年度に指定管理者が行った施設の管理に係る評価を中心に、市民・文化部会をはじめとする8部会を延べ11回開催したところでございます。委員の皆様には、書類のご確認や部会へのご出席など、相当なご負担をおかけしたと思います。おかげさまで、多くの貴重なご意見をいただくことができました。

本日は、各部会の内容を報告するとともに、選定や評価のご審議をしていただいていた中で、委員の皆様がお気づきになられた点などについてご意見をいただきたいと思っております。

皆様からのご意見を踏まえ、指定管理者制度の効果が十分発揮できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○司会　それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上でございます「席次表」でございます。次に「次第」でございます。資料1が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」、資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」、資料3が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告」。続きまして、参考資料1が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」、参考資料3が「部会の設置について」となっております。もし、ご不足等ございましたら、お知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。本日は、委員の皆様全員出席となっておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これからの議事につきましては、進行を会長にお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

○会長　それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。

ご協力のほど、よろしく願いいたします。

議題1の「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について」に入らせていただきます。

まず、各部会の報告について、事務局からご説明をお願いします。

○市民総務課長　それでは、各部会の開催状況についてご報告いたします。

資料3をご覧ください。資料3は昨年度の第2回選定評価委員会後の各部会の報告内容を一覧にまとめたものでございます。

はじめに、平成24年度に審議していただきました、文化交流プラザの選定結果についてご報告いたします。1段目でございます。文化交流プラザにつきましては、今後の施設のあり方を検討するため、非公募にて「千葉トリニティ運営事業体」について、市民・文化部会において委員の皆様からご意見をいただきました。答申内容につきましては、ご覧のとおりでございます。この答申内容を受けまして、指定管理予定候補者を決定し、平成24年11月に開催されました千葉市議会第4回定例会において、指定議案を提出し、可決されましたので、指定管理者に指定するとともに、基本協定を締結し、本年4月1日より新たな指定期間としての管理運営を開始しております。

次に、今年度に審議していただいた内容についてご報告いたします。まず、年度評価についてでございます。答申内容につきましては、ご覧のとおりでございます。ほぼ全ての施設について、概ね事業計画どおりの実績・成果が認められるとの評価をいただいております。委員の皆様からいただいたご意見につきましては、施設の管理運営を適正に行い、よりよい施設とするため、市と指定管理者にて十分に反映していきたいと考えております。

次に、アイススケート場の次期指定管理予定候補者の選定結果について、ご報告いたします。2ページをご覧ください。上から3段目及び4段目でございます。今年度が指定期間の最終年度に当たるため、スポーツ部会において総合評価を実施し、指定管理予定候補者の選定を行っていただきました。結果につきましては、ご覧のとおりで、現在の指定管理者である株式会社パティネレジャーを指定管理予定候補者とすべき者として選定していただき、答申をいただきました。この答申を受けまして、市としましても当該申請者を指定管理予定候補者と決定し、9月に開催された千葉市議会第3回定例会におきまして指定議案を提出し、可決されましたので、指定管理者に指定するとともに、基本協定を締結する予定でございます。

なお、今後指定管理予定候補者の選定を行う施設がございますので、ご説明いたします。資料2をご覧ください。上から2段目、新たに「千葉市民活動支援センター」に指定管理者制度を導入することとし、市民・文化部会において募集条件、審査基準等の審議を行っていただいたところでございます。これから指定管理者を公募し、指定管理予定候補者の選定を行う部会を12月下旬に開催する予定でございます。報告は以上でございます。

○会長　　終わりですね。

○市民総務課長　　はい。

○会長　　ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

○委員　　確認ですけれども、今の、今年指定管理者を選定するという場所ですか、ちょっとわからなかったのもう一度お願いします。

○会長　　もう一度お願いします。

○市民総務課長　　今年指定管理者の選定を行ったところですね。

○委員　　行うところ。

○市民総務課長　　これから行うところですね。資料2でございます。市民・文化部会の上から二段目の行、所管が市民自治推進課、施設名が「千葉市民活動支援センター」でござ

ざいます。これは、平成26年、来年の4月から平成29年3月31日までの3年間を指定期間として、指定管理予定候補者をこれから選定する予定でございませう。

○委員 この「千葉市民活動支援センター」というのは、場所はどの辺にあるんですか。

○市民総務課長 施設の概要につきましては所管のほうから説明いたします。

○市民自治推進課 市民自治推進課の折原と申します。場所は、千葉中央ツインビル2号館の9階でございませう。文化センターのある建物の9階になります。

施設につきましては、9階のフロアを借りまして、こちらは市民活動及びボランティアを支援する施設になっております。施設の内容としましては会議室、また設備としては、印刷機やコピー機などがございませう。また、ボランティアの情報を把握するという部分でございまして、年末年始を除いて毎日開いております。以上でございませう。

○委員 すみませう、いいですか。指定管理者として選定する業務の内容というものは、施設管理の面だけですか。それともボランティアとか市民活動を探している、そういう人々の活動まで、事務局として管理するようなところまで入るんですか。

○市民自治推進課 施設の管理及び自主事業という形になります。こちら、現在実は1年という形で業務管理委託しておりますけれども、NPOを支援する中間団体に委託をしております。今は1年という形で交代しているんですけれども、指定管理者制度を導入しまして、3年ということで、NPOの育成など、また、講座などの自主事業を行ってまいります。

○市民総務課長 ボランティアやNPOの育成を支援するための講座の開催や、情報提供などもしてもらって、指定管理者にですね。

○委員 それは民間事業者に投げて、ちょっと新規の話なのでよく理解できないところがあるんですが、もともと業務委託されていたんですよね。

○市民自治推進課 はい。

○委員 だから、それを今度指定管理者制度に切り替えるっていうこと。それならわかりました。

○会長 他にありますか。

自分の担当していないところはわからないから。さっきのところ、私たちこの間見学してきたんです、委員と。どういうボランティアが千葉市にあるかとか、そういう情報提供とか。どういうボランティアを提供するかとか、団体に入りたいとか、そういうのを情報提供するような場所ですね。

○委員 特にボランティアの管理はしていないんですよね、そういう団体の管理は。その指定管理者が。

○市民自治推進課 こちらは、基本的にはどなたでも使えるんですけれども、登録いただいた団体の方に会議室や設備を利用いただいております。それは市民活動団体ということで、必ずしも法人格の有無はこだわりませうけれども、市民活動をなさっている団体だとか、登録をいただいた団体になります。

○委員 ちょっと今気になっているのが、前からの業務があるという実績があつて、指定管理者に切り替えるっていう話だったらわかるんですよ、それが。NPOを語った組織があるじゃないですか。そういうところまでのノウハウって民間事業者が持っているのか。そこは市がやるところじゃないかなと思つて。

○市民自治推進課 NPOの設立認証の部分、その時の、場合によって警察の照会というのは、これは市が行います。

○委員 そうですね。

○市民自治推進課 NPO法人の認証などの業務は市が、権限として市が行いますが、ここは…。

○委員 もう登録が済んでいるものについて、なんですね。

○市民自治推進課 はい。市民活動を行っている、法人格の有無にかかわらず団体について、そういう団体の方が、活動の場所がないということで会議の場所だったり、設備を使ったり、また、一般市民の方が、どういう団体があるか、またどういうボランティアがあるか知りたいということで来ていただく施設でございます。

○委員 すみません、続けてしまって。活動についての活動報告書みたいなのは、市が条例か何かを持っていて、開示することをルールづけているのはお持ちなんですか。

○市民自治推進課 NPO法人について、登録したものについては、市のほうで公開をするということ。NPOは設立したり、定款変更したら、必ず公開するということ。

今は、まだ閲覧という形になっておりますけれども、理想的にはホームページで公開させていただくという形になると思います。

○委員 わかりました。

○会長 他にご質問は。何でも遠慮なくお聞きいただければいいかと思えます。

委員、よろしいですか。

○委員 ご報告については特に質問はありません。

○会長 それでは質問はない、もうこれで終わりということでよろしいですね。

後は運営等に対する意見ですね。

○委員 僕もNPOではなくて、運営のほうでちょっと質問というか。

○会長 それでは、運営等に対する意見について入っていきたいと思います。

運営について、質問もあるかもしれませんが、ご意見がありましたら。まずは委員。

○委員 財務やっていると、資料が1年分しかないんですね。他では2年になっていて、比較して見ないと、動きが見えないっていう感じで、僕は他の国の方で、2年の比較表を下さって。本当は、監査の場合は、10年とかざっと見ていくとだいたい傾向が見える。監査の場合は比較で見てやるものですから。1年だと、こういう例えば退職給付引当金が上がっているとか、ある種のこうやっているのはかなり健全にやっているね、とかわからないところがありますので。だから、来年からできたら、前年との比較表を出してくれると。って言うのはね、比較表はおそらく作っているんじゃないかなっていう気はするんですね。中でもいろんな分析で。だから、余分な作業にならないんで、できたら比較表を出していただければ、と。僕らは常に比較で、月次比較とか前年比較とか、意外とこうやると、大きな動きはほぼ把握できる。小さいのは別として。そういうのがありますので、いつも見る時に、当然前の資料持っているだろうと言われればそうなんだけれど、面倒くさいから、やっちゃうんですけれど。できたら、拒絶するところもあるかもしれないけれども、お願いします。

○会長 やっぱり3、4年見ないと、1年だけの決算書見てもよくわからないですね、実際。単年ごとだと。

○委員　それに補足してですね、私の方はですね、法人であれば法人税の申告書を見せていただければかなり内容が克明にわかるんですね。一度、京葉カントリークラブの法人税の申告書を見たことがあるんですけども、それを見るとかなり詳しくわかりますね、その会社の動きとか。みんな出してあるんですから、こちらに提出することも不可能ではないと思いますね。

○会長　継続となってくると、もともと2年分前からもらってあるから、別に業者に負担はないですよ。

○市民総務課長　評価の際になりますと、今会長がおっしゃいましたように、提案時とか、あるいは何年かやっていたらその年分のものを、もういただいてありますから、事務局側でその分をご用意することができますので、指定管理者側に負担をかけることはなく、ご覧いただくことができると思うんですけども、委員さんがおっしゃいましたことは、選定時ということも。

○委員　それもありませんね。

○市民総務課長　選定時となると、その時に複数年分ということになりますので、提案者側の負担になる部分もありますし、今現在、市の標準、全庁的に決まっている中でそういうものを求めているということもありますので、そのところはできるのかなというのはいちよと考えてみたいと思います。

○委員　法人税の申告書も。それは1年だけで大丈夫ですから。

○市民総務課長　委員さんからもお話のありました、法人税の申告書の件は…。

○委員　1年で大丈夫です。

○市民総務課長　そうですか。法人税の申告書も、今、市は求めている。それがないとなかなか…。

○委員　よくわからないですね、内容が。

○委員　本当のところは。

○市民総務課長　あとは、もう一つあるのは、いわゆる株式会社等の企業だけではなくて、指定管理者として入っているものの中に、公益財団法人ですとか、あるいはNPOが入っているケースもございます。

○委員　それは特に税務署に申告してないですから。

○市民総務課長　そうですね。そこら辺のバランスといいますか、その辺もありますので、今のところ法人税の申告書まで求めることは考えていないんですけども、もしそれを見ないと、正確に、今後、指定期間の間、5年間の間に安定して業務が行うことができる経営状況かどうかを判断するのに情報が不足しているということであれば…。

○委員　不足しているんです。

○市民総務課長　そうですか。まず提案時に、これを出してくださいという財務諸表を指定してありますので、それをまずご覧いただいて、これだとわからない部分があるというものについて、ご指摘いただいて、それを選定の審査の時に、提案者に求めるというような方法もとれるかなとは思いますが、そういった考え方で、よろしければ対応できるかと思います。

○委員　それでいいと思います。ただやっぱり、NPOとか、そういったものでなくて、法人組織でやっているところは、それがあるのが一番いいですね。

- 会長　それは事務局は。
- 市民総務課長　その際に、ご存じのように、事前に提案書類をご覧いただきますから、その時に不明な点があれば、事務局の方に言っていていただいて、それは必要なものであれば、提案者に更に求めるといような形で対応したいと思います。
- 会長　要するに、提案の段階では法人税の申告書は求めないけれども、何か問題があれば対応したいということ。
- 委員　ただ、法人税の申告書が出ていないと、どこに問題があるかわからない。
- 会長　それ自体がわからない。すると、あらかじめ出して欲しいということ。
- 委員　出してもらった方がいいですね。問題点の所在が、法人税の申告書を見ると、明らかになっています。
- 会長　そうすると、事務局の方で対応は可能なんですか。何か問題はあるんですか。
- 市民総務課長　全庁的なルールの中でやっておりますので…。
- 委員　そうでしょうけれども。
- 市民総務課長　こちらは市民局の委員会ということで、ご意見をいただいているわけなんですけれども。
- 委員　要するに、銀行は絶対に求めるんです。だから、その書類は、市に対しても全く問題なく提出できると思います。
- 会長　その方向で事務局に努力していただいて。今まで必要書類に入っていないから、新しいものを出してもらうのは、事務局は、内部的な事情があるんでしょうね。
- 委員　できるだけ要請していただいて。
- 委員　そういう話じゃないですもんね、委員。単に、税務署に出して、判子をもらった書類の写しが手元にあるんだから、それをコピーして出せっていうだけです。多少公のものでありますから。納税の時には使っているんですから。
- 委員　それで、銀行にも提出しているんですから。何の問題もないと思うんですけれども。
- 委員　だから、法に基づいて、税法に基づいて作成が義務づけられている書類ですから、それが手元に写しがあるんでしょう。
- 委員　それはあるんですよ。
- 委員　それをコピーして出せっていうだけの話ですよ。
- 委員　それで銀行にも出ているんですから。
- 委員　そうですよね。
- 会長　今まで事務局のほうで提出書類のリストにないから、新規に付け加えるのに…。
- 委員　それで言えば、根本的な問題があって、去年からずっと話をさせてもらっているんですけれど、一向に改善しない話があるんですよ。業者と契約するときの契約の文書を作っている部署はどこですか。
- 市民総務課長　それは、それぞれです。
- 委員　法務がチェックしていますよね、法務部門が。
- 市民総務課長　それ自体は、その都度はチェックはしていません。
- 委員　個別のものはあると思うんですが、だけど定型の様式がありますよね。
- 市民総務課長　それはあります。

○委員 あれ法務がチェックしていませんが、市では。

○市民総務課長 しているかと思えますけれども。

○委員 法務についての理解がないように見えるんですね。ちょっと言葉選んでいますけれど。今会社法ですよ、株式会社に適用されている法は。だけど、旧商法の時の、開示される計算書類を出せってというような規定が残っているんです。だったら、会社法に照らし合わせて、更新すべきですよ。会社法に基づいて、決算書類と事業報告と附属明細書とか作成しますよね。そういったもの一式出せっていうふうにこちら側が求めても、それが正しく伝わっていないのか、出てこないんですよ。やっぱりその辺のところはちょっと問題を感じるんですよ。

○市民総務課長 その件につきましては、委員さんのほうから部会でそういうご意見を出していただいています。それが我々の方に上がってきておまして、それをその他の部会で扱っている全てのところに、確認をさせまして、修正するように手配いたしました。それから、大元の、元々の指定管理者制度の制度所管の方が出しているひな形は、実は直っております、各所管、施設を持っている指定管理者を直接やっている所管の方では、前の契約書をベースにやっちゃって、直っているところをちょっと見落としてしまっていたというのが実際のところのようです。それは、修正の指示を出してあります。

○委員 株式会社であれ、公益財団であれ、所管官庁があって、根拠法がありますから、法に基づいて開示書類、提出書類を作成しているじゃないですか。その写しを出せってだけの話なんですよ。そこは、業者に対してびしっと言っても全然問題ないところだと思うんですけどね。

○市民総務課長 はい。

○委員 関連していいですか。悩ましいのは、上場している会社とか、いろんなこうレベルがあるじゃないですか。そうすると小さいところは実は粉飾しているんじゃないって心配があるんです。だから、税務署の申告書とか、大きいところはいいような気がするんだけど、小さいところは、そこまでやらないと。ただ、僕なんかは、次の一年倒産しないって目に見えるものがいっぱいあれば、これなら倒産しないだろうな、とか、かなり大ざっぱにやっているんですね。けれど、おそらく、委員が言ったように、もうちょっとというのは確かにある。大きいところは、最近、公益財団法人の多くは、前より厳しくなったから、結構指定管理者に出てきているんですね。だから、安心するっていうかね。どこまでかは厳しく見たいっていうのは、もうちょっと検討した方がいいですね。結構小さい、NPOもそうだけど、ああいうところは、ちょっとおっかないなっていうこと。もうちょっと、我々もきつくやらなきゃ、いわゆるABC管理じゃないけど、危ないようなところはもうちょっとやりたいなっていうこと。まあ上場企業で親会社があるところは、ほぼ僕は大丈夫と見ているんですけど。

○委員 指定管理者業務で、専業で作っている会社ってあるじゃないですか。ああいうところが危ないんですよ。普通に事業会社持っていて、それでやっているところだと、リスクヘッジは出来ているからいいんですけどね。そういうところが気になるんですよ。

○委員 もうちょっと我々やらなきゃいけないかなということ。今これから景気よくなるから、あんまり倒産しないって言いながらも、結構小さいところは倒産するかもしれない

義務付けられているのは大会社だけじゃないですか。そうすると、自己申告ですからね。倒産した時に、そのリスクを誰が負担するか。そうなったら千葉市、行政なんです。行政の職員を割いて、運営に充てて、当面の1、2か月か半年かわかりませんが、その間のやりくりを効率的にしようと思ったら、ある程度直営でノウハウ経験がないとできないと思うんですよ。そこが、ちょっと、千葉市のリスク管理がのんびりしているかなという部分を感じるんですね。

○市民総務課長　そうですね、そこは、非常につらいですね。実際に、それが千葉市か、と言われると、どこもじゃないかという気がしますが、要は、指定管理者に移行する段階で、職員数の減というのを実際にやっているはずですので。すでに、最初から直営でなくて、最初から委託なり、あるいは指定管理者を導入して始めた施設というのもそろそろ出ているはずなんです。そのところ、それでいいのかと言われるかもしれませんが、そもそも運営ノウハウがない施設もある可能性があります。

○委員　見ている限りそんなに難しい業務じゃないですよ。

○市民総務課長　ですから、それで何とか。実際そもそもその施設というのはどういう目的で設置しているかというのはこちらの話ですから、そこで目的を達成するためにはどういう運営をしたらいいかという考え方だけは持っているので、それで当たるしかないということかなと思います。

○委員　施設管理はそんなに難しくないと思うんですよ。だけど、今、先ほど以来ずっと話を聞いていて、自分の経験を交えてなんですけれども、選定基準や評価基準を考える時に、千葉市のまちづくりの姿勢と結び付けて考えているんですよ、僕はどちらかということ。公の施設に対する地方自治法に基づいて指定管理者をやっているわけだから、仰々しくあれを読んでいくと、やっぱりどういうまちづくりをしていくかということを念頭に置いていると思うんです。だけれども、実態の業者を見ていると、これぐらいでやっているのってこういう話が多いんです。まだ問題が顕在化していないから、流暢に構えられると思うんですけれども、高齢化率の進んでいる町ってあるじゃないですか、いくつも。そこで次に問題になっているのは、民生委員さんとか、町内会長さんも高齢化している。その方たちがお辞めになった時に、次を探さなきゃいけない。そういうコミュニティの問題ですよ、コミュニティデザイン。その時のつながりを考えていった時に、町内ごとにある公民館とかって、コミュニティをつくるっていう考え方もあるんですけれども、でも、区全体とか、少しレベルの高い階層で考えていった時に、やっぱりこういう、コミュニティセンターとかは重要だと思うんです。その時に、そういうコミュニティデザインをする能力が今の業者にあるのかということ、疑問なんです。果たして本当にそれでいいのかというふうに思うんです。高齢化率どんどん進んでいるじゃないですか。おそらく、町のデータを、町内ごとで管理できていると思うんです。それがちょっと心配なんです。

○市民総務課長　もともとのコミュニティセンターの発想としては、今委員がおっしゃったような狙いがあると思うんですけれども、実態のところとして、本当のその地域のコミュニティ、例えば、今おっしゃったような民生委員だとか自治会長だとかってところの、本当の、根幹の部分のところ、そのところは、まだ実際のところは、区、市が直接やっている。そういった地域振興の部分をやっている部分があって、コミュニティセン

ターはどういう役割かという、もうちょっと、何て言うんですかね、もやっとした、何となくこう集まろうか、というところの機運を高めるところの役割を担ってもらっているという感じになっていますね。ただ、本当は、おっしゃるように、もっとかちつとしたとか、本当にここでもっとまちづくりをしようよ、という機運が高まるとか、そういったところまでコミュニティセンターの指定管理者がこうやってくれれば、確かにそれはありがたいと思いますし、盛り上がると思います。

○委員 意識高いんですね、そこの地元の委員の話聞いてみると。町内単位ではなくて、区全体の、連合会みたいなものを作って、相互に連携を図りながらまちづくりの機運を高めていくっていうような考えをお持ちの方が出席されたんで。そういう機能があるんだらば、単に採算だけを考えて、コスト削減の観点から運営するというのは不適切だろうと。高齢化の進んでいるとある区役所部会のところの民生委員さんの発言を聞いていて、マンションばかりのところがあるじゃないですか。それだと横のコミュニティはあって、縦のコミュニティがない。それで、次が、まちが脆弱になっていくということを生々しく語られていたから。そこが、今、市のほうで一緒に仕事をさせてもらって、市の職員の方々の、現場での区役所で頑張っている方々見てみると、別に批判する気は全くないんですけど、盲点になっているところが見えてきているんです。やっぱりそうなると、選定の仕方、評価の仕方っていうのも、ちょっと見直さなければいけないかなと思うんです。全庁的な、統一的な基準ではなくて、施設に応じた、施設の性格に応じたルールづくりっていうのを、ケースを考慮しなきゃいけないんじゃないかなと思います。

○市民総務課長 ただ、全庁的な採点のルールというのは大枠が決まっていますけれども、それは、どこに点数を割り振るかというところが決まっているだけで、その施設の目的に応じた、この施設はどのような施設だから我々はこう運営していきたいという部分はちゃんと設けられていて、それは当然施設の性格ごとに採点をされているという形にはなっています。

○委員 もうちょっと濃淡がはっきり出てもいいと思うんですけども。

○市民総務課長 その部分、もうちょっとウエイトを上げてもいいんじゃないかということですね。

○会長 今、2つの問題があって、倒産したらどうするんだっていう問題。もう1つはコミュニティをどうするんだっていう問題。

○委員 そう、千葉市のまちづくりの問題。

○会長 倒産したらどうするんだっていう問題っていうのは、今回新しいところ、ボランティアのところは特に問題があると思うんです。経済基盤がはっきりしないから。そうすると、工夫がいろいろありますね。ジョイントで組んでいけば、1つ潰れてもなんとかなるんですね。結構僕らの部会ではそういうところが多かったですね、市民・文化部会。ジョイントで3者か4者でやっているから、1つだめでも心配ないだろうというふうな。そういうところはいいんだけど、1つだけだと、新しく始まる場所みたいな、任意団体が1者だとすると、そこが潰れたら收拾つかなくなっちゃう。そうならないように、どこか保証、誰か代わりにやれるとか、そういう方法はないんですか。

○委員 ジョイントでやっていると、財務諸表についてなんですけれども、両方とも併せてやることになりませぬ。

○委員 日本は、この前もある会議で話して、海外の場合は民営化しても、一部は行政がやっているんです。今、日本はどこまで民営化するかしか考えていない。そうすると、さっき言った4分の1ぐらいやっていたら、倒産した時委託に出せるとかね、いろんな部分で行政のために必要だね、と。実態がわかるから。任せちゃうと本当のところはわからなくなっちゃう。ただ僕は、4分の1ぐらい残して民営化する。民営化も、僕が国際公会計で見ると10段階ぐらいあるんですね。色んな段階があるじゃないですか。僕はそれも今後やっていくべきだなって気がするし。例えば、美術館の場合は、手万歳しているところは多いんで、今みたいなのが動く形でいいかな、と。いわゆる、最初から一般公募しないで、やるとか。そうやって分けけてやった方がいい。

それともう1つ、僕は、今日これ見ている、仕事出す時に、あまり大きいくくりで出さないで、細かく、適当に細かく分けてもらいたいな、っていう気がします。これ見ていると、ほぼ細かくなっているからいいんですけど。そうすると、あんまり大きくやって、そこが倒産しちゃうと、それこそ大変だなというふうな気がするし。あるいは指定管理者を代える時大変じゃないですか、相手に対する影響とか。そういう意味ではほぼ適当かな、と。ただ、見ていると他の市でだけど、大きい会社は、大きいグループのところしか応募してこないんですよ。だからこれも困ったもんだという気がするんですけど。いろいろと悩みがある。

ただ、僕、最近コミュニティで本当に興味持っているのは、マンションの理事会に関係して、やっぱりああいうところ、こういう市でやっているコミュニティとやっぱりうまく融合していかないと、それぞれがいろんなことやっているじゃない。僕はロータリーのをやっていて、ああいう様ないろんな行事やったり。あまりありすぎて、もうちょっと整理して、何かやってもらいたい。

ただ、今回こう見ていると、こういういろんな事業を展開してくださいって、各社でやっているから、ほぼ僕ね、色んな意味で効果出てきたかな。人の動きが変わってきたかなって気がするけれど。ただ僕なんかを見ると、あまりにも、PTAだとか社会なんかとか、いろんな協会がある一方、理事会とかマンションとかっていうと、そこで全部受けなくちゃいけないっていうね。ただ、とにかく僕は、人を動かせば景気がよくなるんじゃない、あるいは健康になるんじゃないっていう気がするから、まあもうちょっと深くやって。その辺を整理する必要があるのかなと。

○会長 私の方で、経営で、今回のNPOみたいなのがなってくると、問題が起きた場合ってのは事務局で考えていただく必要がありますね、どうするか。

○委員 それと僕がさっきお話ししたように、共同運営体になっているから、その中にNPO法人がいてもいいんじゃないって気がするんですけど。

○市民総務課長 それは可能です。

○委員 そうですね、そうやっていけば。っていうのも僕前にも言ったように、新宿御苑は、あの剪定は300人ぐらいのボランティアがやっているんです。当然ノウハウは、東京農業大学で1年間受講すると。だから、かなりのレベルの人達が、人数も多いから、かなり継続性がある。NPOだと、継続性が問題。今言ったように、経済基盤がないから。それをどうやっていくかっていうのが正に検討しなくちゃならない。

だけど、年寄りに僕なってきたてぶらぶらしていると、いかに突っ込むかっていうのが興

味があるわけ。

○市民総務課長　そこは提案する方の考え方になってきますけれども。要は、ハードウェアとしての施設管理ですとか運営だとかというところは、企業の事業としてノウハウを持ってやれるんですけども、それ以外のところで求められるものがありますので、そのところに対してノウハウがないから、そのところを例えばNPOと協力を得てもらって、ジョイントで2者でやろうとかというような提案者さんが当然現れてもいいような形にはなっています。

○会長　2つ目の問題が、コミュニティセンターとしてどうあるべきかっていう理念的な問題。

○市民総務課長　先ほどの委員さんのお話ですが、要は単なる施設管理運営だけじゃない、求めている部分が大きいだろうというお話なんですけれども、そうだと思いますけれども、やはりまだ、指定管理者制度が、まだ過渡期なんだろうな、今現在ですね、思います。千葉市でいうと、ちょうど2期目になるんですけれども、1期目ですと、外郭団体等が指定管理者に入ってきて、今までとは違う、指定管理者という立場で運営するようになってきたっていうのがあって、今が2期目に入っているんですけれども、ここはもう、もっと民間等も入ってきてもらって、もっと自由な競争の中でやってもらおうという中で入ってきたのが2期目です。ただ、そこではやはり施設管理運営っていうところがきっとメインになって、実際に応募されている企業さんもそういった認識がおそらくまだ高いんだろうと思います。ただ、今後求められてくるのは、今委員がおっしゃられた様なことだと思いますし、我々としてもそうあって欲しいというふうに思っておりますので、それをさらに高く評価できるような仕組みづくりというのは、次の3期に向けて検討していきたいと思っています。

○委員　今年他の市でやって、やっぱり今施設管理だけじゃなくてプラスアルファを売りにしてとろうとしているところがありましたね。だから、ちょっとやっぱり前とは変わってきたなって。その市は、満州の引き揚げ団があって、やっぱりせつかくそういうのがあるんだから、ちゃんとやるべきだとかそういう提案とか、そういう事業して下さいとか。だから、ちょっと今までよりは。ただ施設管理だけ安くやるっていうのは、おそらく選定委員会として魅力ないんだよね。もうちょっと何かやってくれ。だから、徐々には僕は変わってきているけれど、もっと積極的に、その部分を出した方がいいかどうかという部分はある。

○委員　指定管理者についていいですか。特に、アイススケート場なんですけれども、これ、一応公募したところ、他に、パティネレジャーしか応募者がなかった。これは、やっぱり市役所のほうで、これは難しいから東京の業者じゃなきゃできないと思うんですけども、もう少し宣伝して、ここに応募するような業者を開発した方が、いろいろ話がしやすいと思いますね。そういった努力も、市役所の方で必要かと思えますけれどもいかがですか。

○市民総務課長　これは、部会の時にも所管課の方から説明があったかと思うんですけども、アイススケート場という施設が極めて特殊な施設で、それを管理できる企業さんというのがもうほとんどない。

○委員　1社しかいない。ないっていうことであれば…。

○市民総務課長 1社ってということではないんですけども、全国的に見て、どこでもできるというとはほとんど限られるというようなことだそうです。その中でも、条件として設備も一緒に持ってこられるようにすることによって、競争性が高まるだろうということで、そういうような条件で募集したんですけども、やはり1社しか応募がなかったということです。

○委員 市役所としても、いろいろ努力はされたわけですか。

○市民総務課長 ええ。いろんなところの参入ができるような形での仕様を工夫したというふうに聞いています。

○委員 宣伝はしたんですか。

○スポーツ振興課長 宣伝という形で、全国的に、指定管理者の募集をします、というようなことはしておりません。通常の施設の指定管理業務の募集と全く同じでございまして、ホームページ上で公開をするというような形でございます。

○委員 こういった難しいところだと、やっぱりある程度積極的に宣伝した方がいいと思うんですけども。

○スポーツ振興課長 次回、検討して参ります。今回、アイススケート業界自体が、かなり数社に絞られるという中で、施設の冷凍設備を持っている、調達できるという、そういった必要があります。そうなって参りますと、かなり全国的にも絞られてくるというのが実態でありまして、そういう業界内で、出ているという話も、全国的には回っている。それで、意向を示した業者が数社ありまして、問い合わせも、我々の方に入ってきたわけなんですけど、実際に募集をかけたところ、1社だけの応募だったということでございます。次回以降、発信ですね、そういったことについては、全体のバランスを踏まえながら、考えていこうと思います。

○委員 よろしいですか、今の件で。ちょっと伺いたいんですが、アイススケート場については詳しく知らないんですが、アイススケート場を指定管理者の対象にして、財政面での効果ってどの程度出ているんですか。

○スポーツ振興課長 財政面の負担ということですか。

○委員 直営の時に比べて。

○スポーツ振興課長 この施設は、最初から指定管理者で始まった施設でございまして、直営した実績はございません。平成17年オープンで、当初から指定管理者施設です。市からの支出ですが、独立採算施設ということで、利用料金で全て賄うということなので、市からの支出というのは、大規模修繕以外にはございません。

○委員 ありがとうございます。

○会長 他に。はい、どうぞ。

○委員 最近新聞等で僕よく調べるのが、ブラック企業ってあるよね。ここは入ってこないと思うけれども、あまりにも安いとか、そういうのもいるかなと思うんですけども。

○委員 ブラック企業とはまた違う、ちょっと訳ありの企業はいますよ。ちょっと収支計算書を見ていて、ここまでやるのかっていうふうに驚かされた企業はいますよ。

○委員 だから多少、さっき言ったように、コストコスト言うと、例えば公立病院で、民営化すればいろいろな部分でカットできるから、人件費なんか半分ぐらいになっちゃうとか。そういうのもよし悪しかなという気がして。だから、だんだん難しいですね。

やっぱり悪いことした中央省庁で、1日8千円なんですね、非正規で。そうすると、20万円ちょっとだから、20代から40代ぐらいになると無理だと。だからちょっと情報売っちゃうとかね。でも話聞くと、同情できない、できる部分もあるんだけどね。

○委員 それは決算書関係ではちょっと。

○委員 わからないんだよね。

○委員 収支計算書見た時に、ある業者見ていると、これ本当に、千葉市の市内産業の振興とか、もっと余地があるんじゃないかっていうふうに思うところありますよ。なんかちょっと、千葉市の財産が流出していくのがね、っていうふうに思うところがありますよ。

○委員 持っていかれちゃう。

○委員 年間1千万近く抜かれて、本社に吸い上げられて。

○委員 確か僕ある区で、その時に盛んに言っていたのは、大企業で、東京に本社がある。もうちょっと落とすっていうか。確かここでしたか、千葉の住民を例えば半分ぐらい雇えとかっていう、そういうのありますよね。それにしても今言ったように利益持っていかれちゃう。

○委員 再委託も千葉市の業者を充てるとか、ありますよね。

○市民総務課長 それは評価項目としてあります。

○委員 ちょっとそれは我々の反省点でもあるんですが。

○委員 今言ったので、僕一番見ていてわからないのは、利益なんです。利益ってはっきり出さないんでね。この前他のところでやると、御社これが利益ですか、ってそうすってはっきり言ってくれる人もいるんだよね。通常どこにも出てこなくて隠してあって。

○委員 管理費ですね、だいたい。

○委員 だいたい管理費に入っているから。防衛省は、5%~10%は経費に乗じていいですよ、ってはっきり書いてあるんですよ。だから、こういうところのルールを、その辺がいるのかな、っていうね。

○委員 できるだけ市内の業者を優先して。それで、なかったら他に求めるということですね。

○委員 別の話題になるんですが、先ほどの質問と関連するかもしれませんが、指定管理者制度をどんどん進めてきて、民間参入を促しているじゃないですか。モニタリングする側の、行政職員のほうの研修とか、そういうノウハウの蓄積っていうのはどういうふうにされているんですか、ちなみに。

○市民総務課長 特に、そのための研修等に行っていないです。業務の中で、OJTの中で培われていくというのが中心となっています。

○委員 今までは、直接やったり色々やっているからノウハウはあると思うけれど。

○委員 経験者はあるでしょうね。

○委員 これが10年、20年、みんな民営化しちゃったらなくなっちゃうじゃんっていう気が。だから、そこも考えないといけない。

○市民総務課長 そこは課題だと思います。

○委員 財政の問題に焦点を当てると、さすがに指定管理者制度は魅力ですけど、やっぱり行政は持続していかなくちゃいけないので、やっぱりモニタリングする能力を落とすのはまずいと思うんですよ。経験のある方々がずっとOJTで教えられればいいんですけ

れども、そうにもいかないなので、やっぱりその辺がITと同様に重要な課題だと思います。

○会長 形式的な、書類チェックだけじゃわからないところがありますからね。今のやり方だと書類チェックでやるだけで、実態が全然わからない。難しい問題ですね。

○委員 あの現場で見ている限り、あの運営の仕方だったら、特に赤字出すようなことになりづらいと思うんですよね。業者の方で、あれで赤字出すんだったらば、相当運営が下手なんだろうと。業者責任が大きいなと思いますもん。そんな魅力的な講座をやっているわけでもなさそうですし。単にハコを管理しているっていうようなイメージしか持てないですよ。

○委員 赤字を出しているところが1つありまして…。

○委員 ペーパー上の話じゃないですか。

○委員 ペーパー上の話じゃなくて、本当に赤字です。ただ、本体の方が大丈夫だからいいという答申をしています。

○委員 本当に、千葉市のまちづくりに真摯に関わっていかうっていう姿勢が見られないのが、正直に、どの業者も残念なんです。歯がゆい思いがあるんですけどね。

○会長 市の方で、長期的にコミュニティセンターをどうするのか、そのまま維持していくつもりがあるのか、ないのかとか、そういう問題もありますよね。それはなかなか公言できないんでしょうけれど。

○市民総務課長 それは、この委員会の中で扱っている施設も、色々な性格の施設がありますから、それぞれ施設の性格にもよるかと思います。中には駐車場なんていうものもありますし、これは施設としてちゃんと管理運営されればいいというふうな施設だと思いますし、コミュニティセンターとかですとまた少し違うかもしれませんし、スポーツ施設であればまた違う考え方もあるかもしれないですから、そこは何とも言えない部分もあるんですけども。ただ、例外はありますけれども、基本的には、施設の管理運営だけではない、期待する部分もあるというのがほとんどの施設だと思います。

基本的には、数的には、整理統合というのはあるかもしれませんが、この施設、例えばコミュニティセンターが全くなくなってしまうですとか、スポーツ施設がなくなってしまうということは、これはまずないと思います。

○会長 例として、10個あるのを7個に減らしていこうとか、いろんな考えですよ。業者さんの方も、なくなるのであれば、その間適当に管理すればいいやということになりますよね。市の職員もどうせなくなるからいいでしょうとか。

○市民総務課長 そんなことはないです。

○委員 今お話があったように、僕なんかも、スマートシティとか、持続可能な社会とか言って、やっぱりこうまちの単位とかいろいろ考えなくちゃいけない。今、統廃合で、合併するといわゆるだぶっちゃって、大変なんですよ。つい最近僕は、実は埼玉県で30いくつかの事業仕分けに行ったんだけど、はっきり言っちゃうと、ものすごく立派な建物なんです。潰さないで、どう活用するかっていうね。だから、それと、よく僕なんか質問すると、5市1村の共同でやっています、という話がある。じゃあ、隣の市に困ってないって、掛け声だけになっちゃって。今後はやっぱり、かなり近隣と共同ということも考えながらやらないと。金がない時代で、かなり高度な防災とかいろんなことを要求されると、大変だなんていうのがあっていいんですけどね。だから今盛んに言っていた、そういうのもね、

かなり千葉市とか、人が集まってくるといいながらも、おそらく郊外は少ないでしょう。船橋なんかも、僕が住んでいるところはものすごくどんどんマンションなんか建っているんだけれども、ちょっと郊外行くと、小学校の教室どんどん減ってきちゃうっていうかね。極端に交通の便利なところしかっていうこと。そのところでどうするかっていうのがものすごく重要で、箱物がついているから、はいそうっていうふうにはいかない部分がある。やっぱり、20年30年徐々に徐々に動きがある。大きな計画っていうのは、おそらくあって、その中の運営として、我々が上手く使うっていう部分なのかなっていう気がする。中身が難しく、僕はある意味でね、高給取りの奪い合いだろうって。魅力ある事業とか何かあれば、そこへ移ってくる。千葉市が、ここへ行けば教育がいいっていうと、かなり東京から移ってくるっていうか。人口はそんなに減らないし、いいんだけど、地方はどんどん減っているって言われている。だから、そういう意味では、魅力あるまちづくりをしないと、船橋みたいに労働者のまちになっちゃうっていうか。市川は金持ちのまちって言われているけれど。そういう意味ではやっぱり、その辺を意識しながら作っていくっていうのかなっていうこと。それは、やっぱり大学とか有識者とか懸念されている。何となく心配っていうかね。

○委員　今この話で関係するのであれば、やっぱり市民が、自分たちのまちを当事者意識で積極的に関わってくるような、地域のコミュニティを活性化させるような取組みに参画してもらいたいわけで。自然発生的に芽生えてくるかっていうと、そうでもなくて、やっぱり誰か教える人がいないといけないわけです。そうなった時に、一番適しているのは、やっぱり行政職員なんですよね。どうしたって、民間に投げってしまうと、啓蒙的な活動っていうのは疎かになりやすいんですよ。だから、オレオレ詐欺事件対策とか、あとは高齢者救急医療の話とか。だけど、そういうのは避けて通れないじゃないですか。そういうところが、コミュニティセンター通じて、啓蒙を強化するようなのもあればな、と思うんですけどもね。皆さんのこれまでのキャリアを十分生かせる場所だと思うんですけども。

○市民総務課長　先ほどもちょっとお話しましたけれども、そのコアな部分というのは、やはり今までどおり行政側でやっております。先ほどお話に出た、そういった人達というのも、そういった成果で生まれているコミュニティになります。そこは相変わらず、行政が実際に中に入ってやっていかないと、なかなか、まちづくりというところの意識を持ったコミュニティを育てる、人を育てるというところまでは、やっぱり行政がやっていかないといけないだろうなと思ってますし、今後もやっていく予定です。それで、コミュニティセンターは、そこで何を、どんな役割が求められるかという、そういった人が、どんどん活動の場を広げていく時に、そういったコミュニティセンター等でできた、何となくふわっとした集まりというのを利用して広げていってもらえればいいというふうな役割分担ですね。そういったようなものかなというふうには今のところは考えています。

○委員　なかなかそこまで道は遠いですね。

○文化振興課長　文化振興課でございます。文化施設の場合も、今は全部指定管理者がやっておりますが、やはり委員さんがおっしゃられたように、全部指定管理者任せでいいのかというのがありまして。やはりこれから千葉市の文化施策を進めていくのに、どこか、我々の、市の考えをダイレクトに伝えられるところがないといけない。ですから、次期の

指定管理者、今のままでいいのかというのはちょっと我々も疑問に思っています。例えば、どこかの施設を非公募にして、外郭団体にやらせるとか。色んなことを考えていかないと、今のまま全部公募で、各指定管理者の裁量に任せて自主事業を行うというのは非常に無謀だということ。

それからもう1点、昨年度劇場法というのが施行になりまして、劇場法というのは、各ホールごとに特色を持った事業をなささいという位置づけになっています。それをどうするのか、各指定管理者が管理しているホールごとに、それぞれの指定管理者の考えでやってしまったのでは、千葉市の文化施策の方針が出ないので、これをどういうふうにしていくかというのは、やっぱり次期の指定管理者の募集の時には、募集要項に少し工夫が必要とは考えています。ですから、そういった形で、各施設ごとに一律ではないとは思いますが、何らかの市の施策を推進するための方策と、それから各施設ごとの特色を出したものを、次期指定管理者の募集の中では考えていかないと、と考えています。

○会長 文化関係はわかるとして、コミュニティセンターが一番ややこしいですね。何を目的にするのかっていうのがわかりにくいですね。

○委員 どうしても都市の高齢化っていう問題が、頭の中を抜けないんですよ。都市の高齢化。田舎の高齢化はもう…。

○委員 しょうがないですね。

○委員 しょうがないんですよ。もともと基幹産業が農業とか漁業とかで食べていけるから。都市の高齢化っていうのはかなり深刻な話になっているじゃないですか。表面的には若いまちだと思われていても、地区をちょっと細分化して見ると、ここだけもう高齢化、南房総よりもひどいとかっていうところがあるじゃないですか。勝浦とか、平均もう60歳ぐらいとかですよ、あの辺り。県の統計データなんですけれども。平均60歳のまちですよ。そうなった時に、じゃあそこからコミュニティ作りましょうっていう時に、バックボーンの違う人達を、一本にまとめるのってそんなに簡単なことなんですかね、っていうふうに疑問に思うんですよ。

○委員 うちのマンション、40年経つマンションだからね、理事長が80歳過ぎて、僕のところに来るんだけど、70歳以上がものすごく多いんですよ。まさに高齢化の最先端っていうところで。それでも結構活動があって、女性が、年配の人が麻雀やったり、いろんなことをやっているんだけど、僕がよく最近言うのは、年寄りが年寄りの立案をしないと、若い人じゃわからないよ、と。というのは、僕なんかもう年寄りに入ってきて、自分の体が動かなくなってくるというのがないじゃないですか。親戚の85歳の人に、僕はスポーツトレーナーをやっているんだけど、やっぱり彼女見ていると、最初は病院行ったり何かしているけれど、もう加齢だからあきらめて下さいって。それもないだろうって。中間の、ちゃんと生活できるレベル、病院には行かないけど動かないのは変っていう、その辺がおそらく今の高齢化対策の一番大事なことだろうと思うんだけど。まだおそらく市役所の人若いから、年寄りっていうと、何となくこう形式的で、やっぱり本当の、あったかいあれはないんじゃないかなっていう気が僕あるんです。もうちょっとこう工夫してくれと。うちは両方も、4人とも早く死んだから、ほとんど介護なしで亡くなったから、僕なんか楽で、幸せなあれなんだけど、今老々介護で、80代の人80代の人を見ているとか、いろんなことがあるから。やっぱりかなり担当している職員は考えないとい

けないですね。他の市で言っていたのは、年寄りが集まるところは、カラオケと浴場があると、みんな集まってくる。そうやると、おそらくコミュニティセンターはないんでしょうけれども。両方ともないんだと思うけれども。

○委員 カラオケはあるところがありますよ。

○委員 カラオケはある。

○委員 ちょっと1点確認していいですか。前に、確か区役所部会の時だったと思うんですが、コミュニティセンターを見たときに、市政報告会っていうのをやっていたんですよ。その市政報告会っていうのは各コミュニティセンターで一律やっているようなことなんでしょうか。私が本筋で聞きたいのは、行政がコミュニティセンターを使って、市政について説明する会っていうようなことを、名称はどうでもいいんですけども、そういうような使い方っていうのはされているんですか。

○市民総務課長 行政が、ですか。それはないと思います。

○委員 いや、確か市政報告会、市の職員の方だと思うんですが、違いましたかね。

○委員 市議会議員が市政報告会って。

○委員 いや、市議会議員じゃなくて、市の方が。

○若葉区地域振興課地域づくり支援室長 若葉区ですけれども、いろんな各所管が、区民、市民向けにコミュニティセンターを使ったり、公民館を使ったり、財政の状況を報告するなら財政局とか、あと防災の面で危機管理部門が、いろんな説明会をしております。委員が言われる市政報告会というのは、市長がやっていたり、あと区民対話会という名称で、区長がやっていたりという部分があるんですけども、私どもの若葉区は講堂を区役所で持っておりまして、講堂を使って説明会等をしてしまっているというのが現状であります。コミュニティセンターを使ってということになると、どこかの所管が、場所を借りて説明をしているという可能性があります。

○委員 建物の感じでいうと、すごく近代的な建物だったっていうのを覚えているので、そこにポスターが貼ってあって、市政か区政かちょっとよくわからないですけど、うる覚えで申し訳ないんですけども、行政の方が、市民の方向けに現況報告とかっていうことをされていたので、全市的な取り組みなのかな、って。

○市民総務課長 色んな事業の説明会というような会場で使われるということはよくあると思います。それとあと、出前講座っていうのをやっています、色んな、こんな項目でお話しできますっていうのをあらかじめ市民の方に提供してありまして、じゃあうちに来て下さい、とって呼んでやる。それは、呼ぶ側の方が、団体で呼んでいただきますから、団体の方が場所をとって、コミュニティセンターならコミュニティセンターを、場所をとって、市の職員に来てもらって話をしてもらおうというのもあります。それと、あとは対話会ですね。さっき言ったように区長が行う対話会だとか、市長が行う対話会。ただ、市長対話会だと、私の記憶ではコミュニティセンターで行った例はないと思います。

○委員 ちょっとその辺の名称を、直接に実質的にメインにしているわけではないんですが、指定管理者からそういう要請とかってあったことってありますか。

○市民総務課長 指定管理者からはないと思います。

○委員 ないですよ。指定管理者の方から、例えば、この間の台風26号で、私市長のツイッターをフォローしていたんであの情報をいただけたんですけど、それ以外の災

害情報とか警戒情報とか出ていましたよね。例えば稲毛だったら、草野水路ですか、あの辺あたりがちょっと警戒が出ていたじゃないですか。そういった地域特有の問題を、地理的な問題とか防災とか、そういうのも住民にとっては重要な情報じゃないですか、いざという時のために。そういうことについて、もうちょっと指定管理者とかが取り組んでくれるといいなあっていうふうに思っただけで。それで要請があつて、区政報告会とかそういうので利用実績がないのかなっていうふうに思ったんですよ。ちょっと抽象的な物言いで申し訳ないですけども。

○市民総務課長 指定管理者が事業としてそういうことをやることはないと思います。あまりそういう形でのものは、提案書の中に求めているかと思いますが。どちらかと言うとそうではなくて、人と人がつながるようなイベントとか、そういったものを中心に指定管理者はやっていると思います。

○委員 そんな感じですか。啓蒙強化型っていうのは、そこまでウエイトは高くないんですか。それは指定管理者の裁量ですか。

○市民総務課長 ええ。それとあと、今災害時のお話が出ましたけれども、コミュニティセンターは避難所に指定されていまして、コミュニティセンターが避難所に指定されてそこで開設する時は、指定管理者は市に協力するということになっています。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 委員、意見はありますか。

○委員 意見はあります。私は政策論的な話をするつもりはないので、ちょっと話題を変えてしましますが。先ほどありました、業者の選定であるとか、管理者から見れば利益になるような話の問題について、本当に言い尽くされている話ですけども、選定及び評価の際に、評価の際の評価基準の問題というのが残っているのではないかなと思っております。市が評価の際にする事前の評価であるとか、委員がする選定の際の評価、あるいは年度評価の際の評価のファクターですけども、これは本当に何回も言っている意見になるんですが、誰がやっても点数の差がないような項目が多々あると思うんですね。あるいは、先ほどの財政の話の中でも、業者の出してくる財政の、コストの提案なんかについても、ファクターが非常に重みが低いので、そこで悪い点を出したとしても、全体で、他で見ればその業者が選定されてしまって、計画書どおりそれが履行されて、財政という重要な問題に対して圧迫する可能性が出てくるわけですけども。端的に言えば、その見直しを求めたい。特に、一番初めに会計に関する必要資料の話が出ていましたけれども、私ども、そういう公認会計士の先生方をはじめ、専門家が本来活躍できるのはそういう基準づくりの局面だと思うんです。それに関して、ここでの会議を受けての話ではないと思いませんけれども、単純に基準の見直し等を行う際に、それを諮問すればよいのではないかなと思っておるんです。だから、我々評価する人間が、必要な資料は何かということは当然の話でありますし、そこに関連するような話で、先ほどやはり委員がおっしゃっていましたが、会社法の、商法のままであるとか、そういう指摘っていうのは我々がすべきような話ですので、そういう諮問を是非していただきたいということ。それは他の局との絡みもあると思いますけれど、横断的、全体的な会議を開けば足りる話だと思いますので、是非そのあたりの話を再度ご検討いただきたいというふうに意見を申し上げたいと思います。

○会長 点数の配分の話でしょうか。

○委員 いや、基準づくり。基準づくりそのものですね。干渉するつもりはないんですけども、ご意見をいただければ、いるとかいらぬとか、今後もっとこういう資料をもらえないだろうかとか、具体的な意見はいくらでも出せると思うんですね。その時のために私どもがいるんじゃないかなと。

○委員 採点っていうのは今言ったように、どうしても選定によって。これはもうちょっと小さいところに、っていうのがあって、採点した後で、ディスカッションの場を設けて、その中で今言われたような、ここはこうだねってやればできるというか。ただ、おそらく市役所は違って、形式的にいった方が。だけど、本当に実質的にやったら、僕議論もやると、その部会とか何かの責任が重くなるけれど、僕はそれをやった方がいいと思うんですね。引き受けながら、こうなったけどやっぱりこっちの方がいいよねっていう答えが出てくるんじゃないのかなっていうこと。この前も評価の際に変えようかどうかっていう議論になったんですけど、降ろしたはずなんですね。やっぱりあれだけ、その辺はなかなか僕らもおそらくジレンマ。さっき言ったように、僕は小っちゃい会社がここだったら出さなきゃ、出したいねと。どうしても下がっちゃうけど。いろんな場合があって、それぞれ話合いでこうやって、じゃあどうするかっていうのかなっていう気がしているんですけど。市側は嫌なんでしょうね。

○委員 正直、あんまり足引っ張る結果にはならないですよ。部会とかこの委員会もそうですけれども、市の足を引っ張って、市のお仕事を邪魔する結果にはたぶんならないと思うんですね。部会なんかはいつも本当に活発な議論がどこの区でもされていますよね。そこで建設的な意見とかありますし、特に地元選出の委員さんとか、実状を踏まえたご意見っていうのがありますので、非常に傾聴に値する話だと思います。邪魔かという邪魔ではないと思います。

○委員 僕は一部冒険したいなっていう気が常にあるんです。やっぱりやる気のある小さいところを出そうとかね。だから、全体的には僕採点でいいと思うけど、そういう部分を伸ばさないと、やっぱり将来のこうあれに。僕やっぱり中央で監査法人が、小さいところが来たんだけど、当然そこに任せないけど、他のちょっと小さい仕事だったらあそこに任せたいねっていうのがあるじゃないですか。そういう部分を上手くこう、吸い上げられるようにしたいなっていう気がしているんです。おそらくそういうとこ。

○委員 はい。でも今の基準を基にやると、それは結局採点を逸脱しているような話になっちゃいますよね。10点満点のところから100点をつけなきゃいけないとか。

○委員 悩ましい部分ですね。

○委員 評価シートの中で思い出しました、1点。行政による評価の項目がありますよね。あそこが区によって温度差が違うんですよ。それで、ちょっと議論して、そういう見方よりも、こういう視点で見るとむしろそれは好評価じゃないのかっていうか変えてもらうことをお願いしたんですけども、やっぱり市の中で、ちょっとコミュニティセンターのモニタリングについて、ちょっと情報の共有というか、研修とかをやっていないことが若干関係しているのか、それとも他の業務が忙しくて十分資源が割かれていないのか、市のモニタリング能力にちょっと疑問を覚えたことが何回かあったんですよ。

○市民総務課長 それは、年度評価の部分ですか。

○委員 はい、そうです。提案書に従って、それをやったかやっていないか、やったと

すれば特異するべきものがあつたのかっていう3ランクのつけ方ですよ。あれが、ちょっと機械的な流れ作業になっている感があつて、ちゃんとモニタリングしているのかなっていうのがちょっと疑問に思いました。

○市民総務課長 具体的にどんな結果に出ているのかがわからないので、何とも言えないんですけども、ただ一つ、あの形をとっているっていうのは、正にそういう機械的にやるためにしているっていう側面もありますので、むしろその狙いがあつて、ああいうやり方をしているわけですね。

○委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 私も同意見なんですけれど、逆に私はちょっと恣意的かな、って、言葉悪いですけれども。個々の事情を聞けば、やはりここは悪くつけるべきでありながら、結果的にはみんな横並びで2であつたり、っていう何か違うことが働いているのではないかなど。違う何か事情があるのであれば、本音のベースで話していただければ、こちらでも理解できるんですけども、あくまでも建前でおっしゃっているながら、こういう結果って思うようなことが多々あります。

○委員 それに関連して。総合評価のS・A・Bっていうのを、3段階にしないで、もうちょっと段階を増やした方が割合はつきりするんじゃないかということと、それから10点の評価で、奇数はだめだということのもちょっと恣意的かなと思います。

○委員 機械的にやりたいという意図はわかるんですよ。マニュアル化することの重要性ってわかりますから。その時に、その根拠をちゃんと持って欲しいんですね。見方によっては、逆に悪く評価されたところが、むしろ住民の安全を考えていい判断だったっていう場合もありますので。そんなに一律にっていうと、単にハコを管理する能力しか見ていないような気がするんです。

○市民総務課長 そこは、この部会の評価っていうのは、事務局側でつけた評価に対して、各委員さんのその意見を言っていたところでもありますので、実際にその2をつけたところで、どういう観点で2をつけたのかということを知った中で、それは1じゃないか、3じゃないかというふうに言っていたら、そこをお願いしているわけですから、やっていただきたいと思います。

○委員 お言葉なんですけれども、これも以前からお願いしておりますけれども、全部現場を見ているわけではないので、ある程度市の判断を尊重しなければいけない、そういう立場だと思うんですね。ですから、現場を全て見させていただくか、あるいは市の方で、3段階であるわけですから、もっと3とか1とか、0をつけたっていいわけですし、そういうふうに、何かこう我々が判断できるような形でもっと大胆につけていただいた方がいいのかなというふうに。こちらも言うことは言います、皆さん。

○会長 結局、受託者の報告書を基にやっているわけですよ。

○市民総務課長 はい。

○会長 これは現場を見にしているわけではない。

○市民総務課長 そうですね、最初の提案時において、この項目についてはこういうふうにやりますという事業者の提案に対して、そのとおりにやったかどうか。3段階になっていますけれども、極論からすれば、これはやったかやらないかなんです。

○委員 皆は、僕もそうだけれど、なるべく穏当な意見を出したいっていうか、評価したいんだけど、多少僕も事業者にショックを与えたい。そうじゃないと意味がないね、と。おそろくなんとなくそうだけれど。だから、それをどう出そうかっていう部分で、あると思うんです。

○委員 今市民総務課長が言った、やったかやらないかということだと、AかBでいいということ。

○市民総務課長 極端は話ではありますけれども、考え方としてはそうです。ただ、それだけではあまりなので、そのとおりにやったっていうのは2点にして、それ以上にやったよ、足らなかったよ、と出しています。

○会長 だいたい出つくしたんでしょうか。皆さんご意見もいろいろと発議したという。特に決議するとか、そういう問題ではないので。

○市民総務課長 それで、委員からお話がありましたところについては、すぐというわけではないんですけれども、次の第3次の指定管理者の選定の際には、考慮して、検討していきたいと思います。

○会長 検討していただくということで。では、これで議題1は終わりにしてよろしいですか。

(異議なし)

それでは、最後に、議題2の「その他」ですが、事務局で何かありますか。

○市民総務課長 今回の会議録の公開について、ご説明いたします。今回の委員会の会議録につきましては、来月の末頃に、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ご確認いただきました会議録は、市ホームページに掲載して公表いたします。以上でございます。

○委員 その関連でいいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 公開して、何か意見とか出てくることはありますか。あまりない。

○市民総務課長 今までいただいたことはないです。

○委員 ないですか。アクセスはわかるんですか、分析して。この議事録を見たとか。

○市民総務課長 わからないと思います。

○会長 アクセス数ぐらいのチェックって、これに限らずした方が、何かどういうことに市民が関心を持っているのかなって、わかっていいかもしれないですね。

○市民総務課長 とれるようでしたら、調べてみたいと思います。ホームページの中で管理をしているので。

○委員 ノーベル賞はね、その人の論文のアクセス数で選出されるって。そうすると、自分で多くしているんじゃないかっていうのがある。

○会長 他に何かありますか。よろしいですか。

(なし)

本日の議事は、すべて終了になります。ありがとうございました。

○司会 長時間にわたり、慎重なご審議ありがとうございました。以上をもちまして、平成25年度第1回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。